

2009年6月17日

日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

## 近畿地方での新型インフルエンザによる営業や社会活動、市民生活に生じる損失等の被害救済についての緊急申し入れ書

近畿地方では、新インフルエンザ感染により経済活動や中小企業の経営に多大な影響が出ています。社会活動の制約に伴う影響、国や地方自治体の要請に基づき休業、休校した社会福祉施設、私学等の特別な損失も広範で重大です。

観光業界の調査では、近畿2府4県での修学旅行、一般旅行のキャンセルは30万人以上、被害総額43億円にのぼっています。わが党の調査でも、修学旅行の中止で「まったく宿泊予約がなくなった」(修学旅行専門の旅館)、「5割以上がキャンセルになった旅館がある」「団体の総会はすべてキャンセル」(兵庫県有馬温泉)、「タクシー500～600台がキャンセル。一台2万円程度の売り上げがなくなった」(京都のタクシー事業者団体)、「ホテルからの受注がキャンセルになり、売り上げがゼロ」(大阪の業者)など深刻です。

商店では、「人が歩いていない。毎日赤字で、従業員に給料を払ったら何も残らない」(神戸市のスナック)、「予約のキャンセルだけで150万～160万円の減収。この時期は、学会や文化行事などが多いが、延期や中止で人の流れがピタッと止まった」(中華料理店)などの声があがっています。

介護・障害者施設では、「一週間、生活困難者の特別利用のみを受け入れたが、約100万円の減収」(通所介護施設)、「障害者自立支援法で運営費が日割り計算となり、この1週間で25万円の減収(年間運営費3100万円)。職員にどうやって給料を出せばいいのか」(共同作業所)などの状況が生まれています。学校休校により「一週間も給食の食材を納入できなかった」(大阪の給食納入業者)など損失も生じています。

こうした損失への緊急の支援策がどうしても必要です。このことは、今後、感染拡大の防止のため、損失を心配することなく、協力する体制を整える上でも必要と考えます。つきましては、さらなる緊急支援等対策を強められるよう、以下のとおり要望します。

### 記

一、新型インフルエンザの影響を受けている中小零細業者の大幅な収入減等の実態について、地方自治体と協力して緊急の実態調査を行うこと。

二、新型インフルエンザの影響を受けている業界・中小企業・零細業者、商店街に対する特別な支援措置の実施。

①影響を受ける中小企業・零細業者等の資金繰りを支援するため信用保証制度の拡充(指定業種の追加および融資条件の緩和、据置期間の延長、金利・保証料の減免など)を講じること。政府系金融機関が特別な支援措置を実行すること。

②無利子・無担保・無保証人の緊急融資制度を創設するとともに、既往融資の条件緩和や返

済猶予措置を講じること。

③感染者が出た地域や観光地などでは地域全体が大打撃を受けていることから、地域経済救済のために、大幅な収入減に対する損失補填など緊急支援措置を講じること。

④イベント、行事の中止や集客施設の休業、事業活動の縮小等に伴う事業経営への影響や訪問自粛等による観光産業等への影響に対しても適切な支援措置を講じること。

⑤今回のような事態に対処できるよう「緊急休業補償制度」を創設すること。

### 三、社会活動の制約等に伴い生じる損失への支援

①給食の食材納入業者に対し、学校休校・保育所休園等により生じる損失を補填すること。

②国や地方自治体からの要請に基づき休校、休業等を行う私学、保育所、幼稚園、福祉施設等の運営において生じる特別な損失にたいしては、補償制度を創設するなど適切な措置を講じること。

以上